

兵庫県立大学保健センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学生支援機構規程（平成25年兵庫県立大学規程第87号）第5条第2項の規定に基づき、兵庫県立大学保健センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の健康管理及び保健指導に関すること
- (2) 全キャンパス統一で実施すべきセンター業務についての検討に関すること
- (3) その他センターの業務を実施するために必要なこと

(本部保健センター)

第3条 学生の健康管理及び保健指導に関して全キャンパス統一的に実施すべき項目の指針の作成等を円滑に実施できるよう大学本部に本部保健センターを置く。

(キャンパス保健センター)

第4条 各キャンパスにおいて学生の健康管理及び保健指導に関して必要な業務等を実施するため、神戸商科キャンパス、姫路工学キャンパス、播磨理学キャンパス、姫路環境人間キャンパス、明石看護キャンパス、淡路緑景観キャンパス、神戸情報科学キャンパス、豊岡ジオ・コウノトリキャンパス及び神戸防災キャンパスにキャンパス保健センターを置く。

(組織等)

第5条 センターに、次に掲げる職を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) キャンパス保健センター長
 - (4) 専門委員
- 2 副センター長は、学生副部長（東地区担当、西地区担当）及び地域ケア開発研究所長をもって充てる。
- 3 キャンパス保健センター長は、学部学生部長をもって充てる。但し、学部学生部長が設置されていないキャンパスにあつては、学生生活担当委員とする。
- 4 キャンパス保健センター長は、センター長の職務を補佐するとともに、キャンパス保健センターの運営を統括する。
- 5 専門委員はセンター長が指名し、専門的見地から助言を行う。
- 6 第1項に掲げる職のほか、センターに常勤又は非常勤の職員を置く。

(保健センター会議)

第6条 センターの運営に係る重要な事項について審議するため、保健センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の健康管理及び保健指導に係る企画、調整及び実施に関すること
- (2) 学生の健康診断に関すること
- (3) 学生のカウンセリングに関すること
- (4) 障がいのある学生への支援に関すること（健康管理及び保健指導に関するものに限る）
- (5) 学生の感染症防止対策に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センター長が審議することが適当と認める事項に関すること

(組織)

第8条 センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) キャンパス保健センター長
- (4) 専門委員
- (5) 事務局教育企画部長
- (6) 本部保健担当者
- (7) キャンパス学務担当課長
- (8) キャンパス保健担当者

(議長)

第9条 センター会議に議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、センター会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する副センター長が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 センター会議は、議長が招集する。

- 2 センター会議は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 センター会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 センター会議の構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 センターに関する庶務は、事務局教育企画部教育企画課で行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3年 7月 1日から施行する。

附 則 (令和 4年 10月 3日改正)

この規程は、令和 4年 10月 3日から施行する。